

「きもの文化検定」事業における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

一般社団法人全日本きもの振興会
きもの文化検定委員会

1. ガイドラインについて

本ガイドラインは、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、「きもの文化検定」の試験会場等における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

「きもの文化検定」事業を管理する「きもの文化検定委員会」と「きもの文化検定地区実行委員会」（以下、「運営管理者」という。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示した「2. 感染防止のための基本的な考え方」、「3. リスク評価」及び「4. 検定試験・合格対策セミナー等の実施に際して講じるべき具体的な対策」を踏まえ、検定試験・合格対策セミナー等の開催に創意工夫を図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むことが求められる。

2. 感染防止のための基本的な考え方

運営管理者は、施設の規模や検定試験・合格対策セミナー等の形態を十分に踏まえ、運営スタッフ及受験者、受講者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

3. リスク評価

運営管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、運営スタッフ及び受験者、受講者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、大規模な人数の移動や、県境を跨いだ移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価に留意が必要である。

①接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

③集客施設のリスク評価

現下の状況にあって、大規模な来場等が見込まれるかどうか、県域を越えての来場が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来場に止まるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

④地域における感染状況のリスク評価

地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4. 検定試験・合格対策セミナー等の実施に際して講じるべき具体的な対策

①総論

- 感染拡大防止策を徹底することが重要であり、人との接触を避け、対人距離を概ね1m確保すること、来場者の制限（来場可能時間、来場可能者数の制限や会場内各室の着席数の制限（会場の定員の50%程度）など）を実施することが必要となる。
- 実施地区に於いては、都道府県知事からの要請等に留意する。
- 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、検定試験・合格対策セミナー等は中止とする。
- 政府から緊急事態宣言が出された地区は中止とする（地区ごとで判断する）。
- 中止の決定は、当該地区の実行委員会ときもの文化検定委員会との協議で決定する。なお、主催者の判断で中止にした場合は、返金等の対応をとる。
- 感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、運営側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

②受験者、受講者の安全確保のために実施すること

- 受験者、受講者に対し以下について健康確認アンケートを実施するとともに、該当する者の入場制限を実施する。
 - ◇ 37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
 - ◇ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合（新型コロナウイルスの影響でないことが明白な場合は、各地区実行委員会が別室での受験を許可するなどの判断を行う）
 - ◇ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過

去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

- 会場入口で、体温検査を行い37.5 度以上の者に対しては、入場を断る。
- 座席の配置は、前後は概ね 1m の間隔を開け、左右は三人掛机では二人掛け、五人掛机では三人掛とする。
- 各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
- 室内において、近距離での会話、多数の者が集まり大きな声を出すことを避けるよう強く促す。
- 対面での飲食を避けるよう強く促す。
- マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底を促す。
- 会場の入り口等に消毒液を設置する。
- 受付等においては、運営スタッフがマスク・フェイスシールドなどを使用することにより運営スタッフと受験者、受講者間の飛沫感染を予防する。
- 実施の前後及び休憩中に、5～10 分会場内の換気を行う。状況によっては、実施中に入口ドアを開放し換気する（特に受験の妨げにならないように注意する）。
- 試験問題、解答用紙や資料等の配布は、手指を消毒のうえ行う。
- 直接手で触れることができる資料等は展示しない。
- 受験者、受講者の氏名及び緊急連絡先の情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

③運営スタッフの安全確保のために実施すること

- 運営スタッフに検温や健康チェックを促し、特に個人の平熱比 1 度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状がみられた場合は、運営に携わらないようにする。
- マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底して実施する。

④施設管理

- 会場内・清掃、消毒、換気を実施する。
- ごみ箱は設置せず、ごみは受験者、受講者に持ち帰ってもらう。
- ロビー、休憩スペースは、常時換気を行う。

⑤広報・周知

- 運営スタッフと受験者、受講者に対して、以下について公式ホームページ、受験票、受講票や当日配布チラシなどを用いて周知する。
 - ◇ 社会的距離の確保の徹底
 - ◇ マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底
 - ◇ 健康管理の徹底
 - ◇ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底